

第7章 用語の解説集

1

建物・施設

指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所は指定避難所を兼ねる場合もあります。

○風水害の指定緊急避難場所

“洪水・内水氾濫”、“高潮”、“土砂災害”から命を守るために指定緊急避難場所。

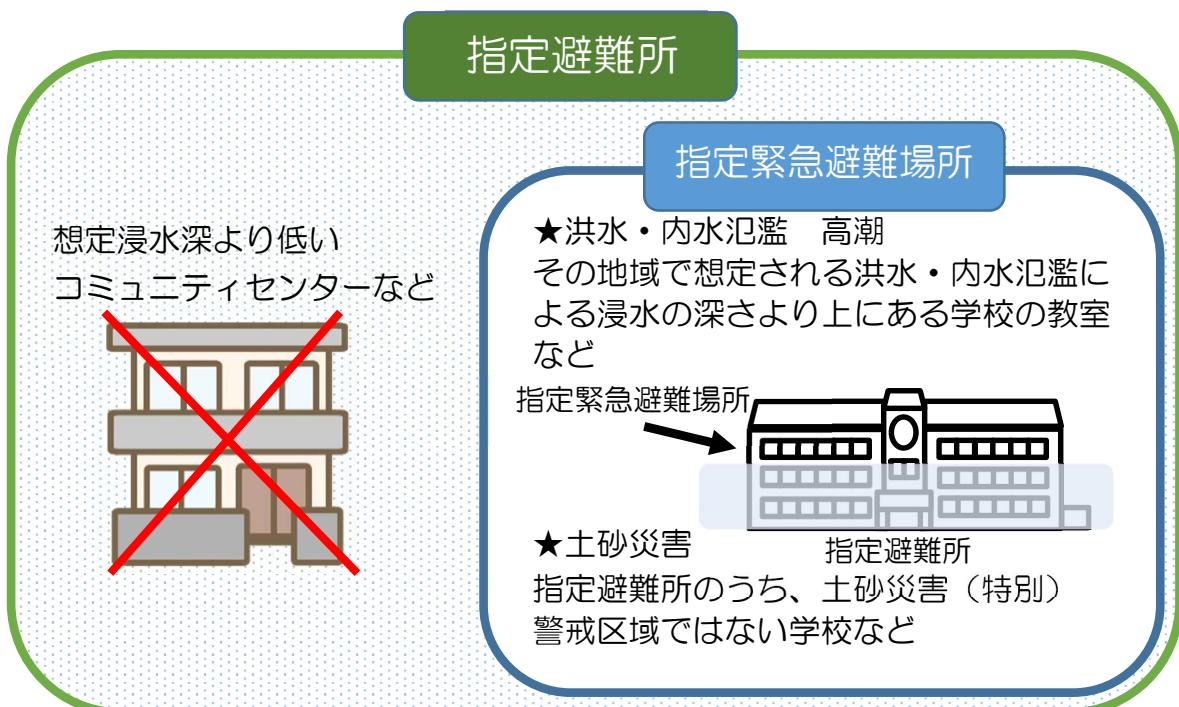


図6－1 指定緊急避難場所（風水害）と指定避難所の関係

※ この章では用語の説明を行うため、指定緊急避難場所と指定避難所の名称を省略せずに表記しています。

○津波避難ビル

“津波”から命を守るために指定緊急避難場所。

大規模な地震が発生し、伊勢・三河湾に大津波警報が発表された場合、または市長が必要と認めた時、津波の来ない高台まで逃げる時間がない場合や、近くに高台がない場合に避難する、一定の基準を満たした建物をいう。

耐震性があり、鉄筋コンクリート（R C）あるいは鉄骨鉄筋コンクリート（S R C）構造の津波から安全を確保できる高さ（所在地において想定される基準水位に余裕高（0.5メートル）を加えた以上の高さをいう）に避難スペースのある建物などが指定されている。

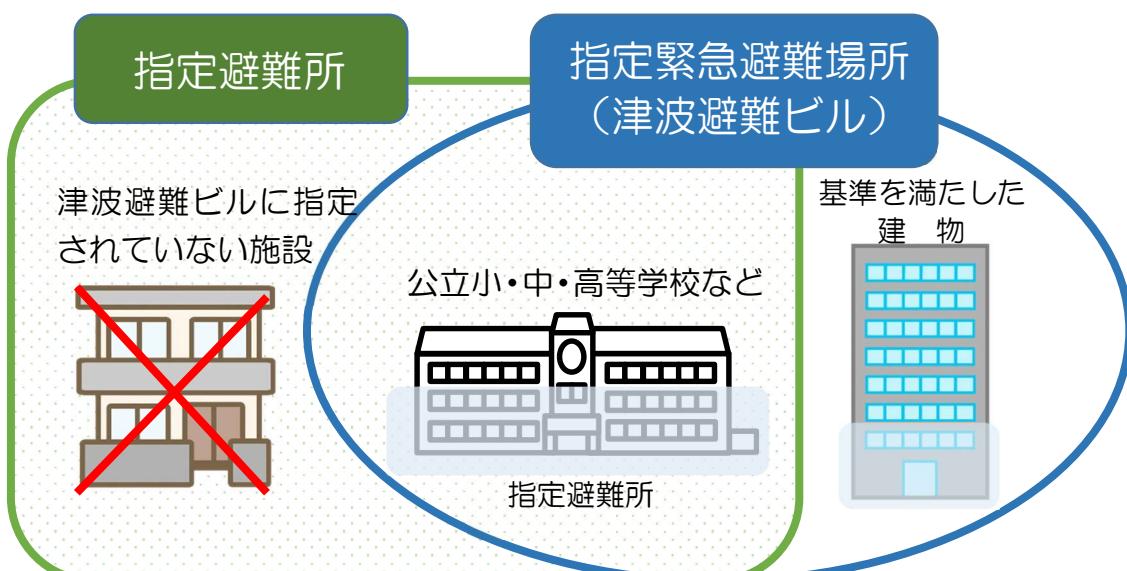


図6－2 指定緊急避難場所（津波）と指定避難所の関係

○一時避難場所

“地震の揺れ”からの一時的に避難するための指定緊急避難場所。広域避難場所へ避難するまでの中継地として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所でもある。

※一時集合場所とは異なるため注意。

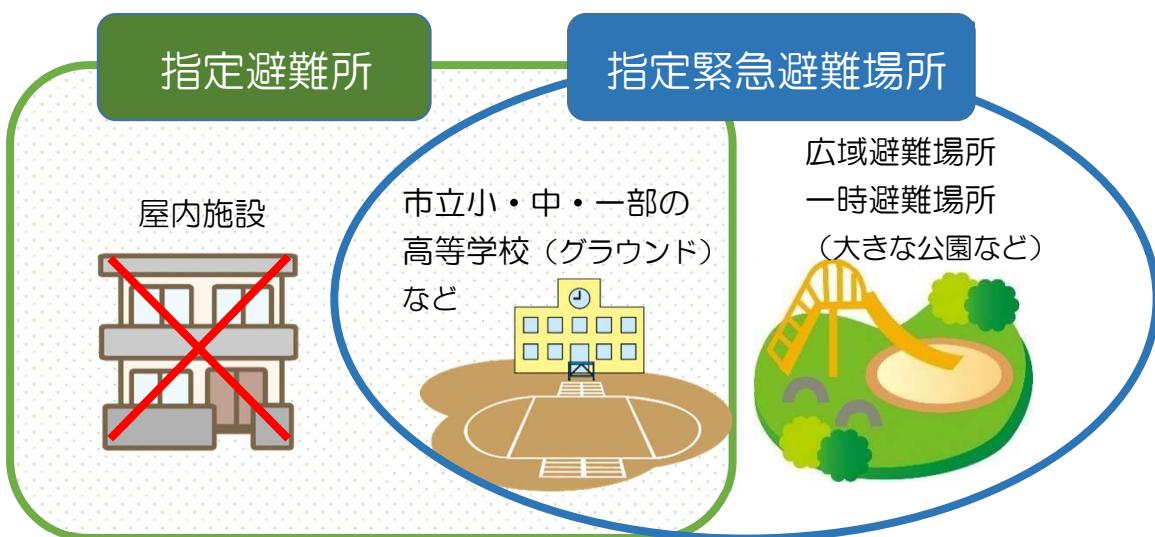


図6－3 指定緊急避難場所（地震の揺れ）と指定避難所との関係

○広域避難場所

“地震の揺れ”や“大規模な火事”から避難者を守るための指定緊急避難場所。大きな公園などを指定。主として地震火災が延焼拡大した場合に、火災から避難者を守るために必要な広い面積を有する公園、緑地などをいう。

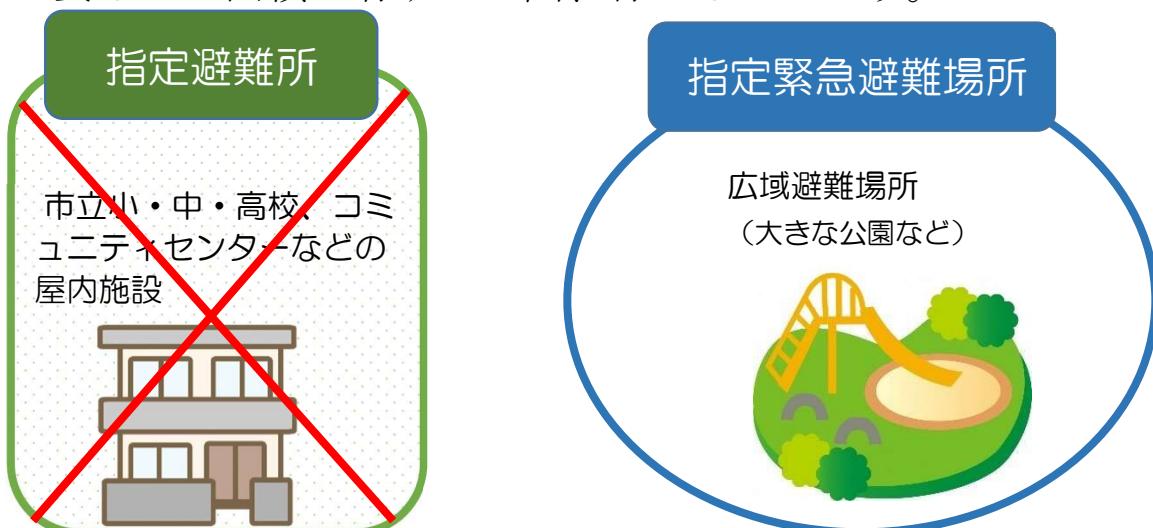


図6－4 指定緊急避難場所（大規模な火事）と指定避難所の関係

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

「土砂災害」とは、土砂災害防止法において「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」を発生原因とする住民の人的被害のことをいう。

「**土砂災害警戒区域**」は、土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況などについて、知事が指定。その内、建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「**土砂災害特別警戒区域**」として指定。

福祉避難スペース

指定避難所の中にもうける要配慮者のための部屋など。体育館などの居住スペースでは避難生活に支障がある要配慮者が利用する。

福祉避難所

一般の避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮（主として高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。

応急救護所

傷病者に対して応急救手当を行うところ。指定避難所内に救護班によって設置される。

医療救護所

医師らによる医療救護活動が行なわれる場所。

区本部保健センター班が必要に応じて設置するが、震度5強以上の地震が発生した場合は、名古屋市医師会との協定により、名古屋市医師会が自主的に班編成を行い、各市立中学校に参集し、開設される。

2

体制・人

自主防災組織（自主防）

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。命を守り、被害軽減のための活動を目的として、町内会若しくは自治会の地域ごとに結成された組織。

自主防災組織について詳しくは、「名古屋の防火&防災」を参照。

災害救助地区本部（地区本部）

詳細は「第1章 避難所の管理運営について」P16～18に記載。

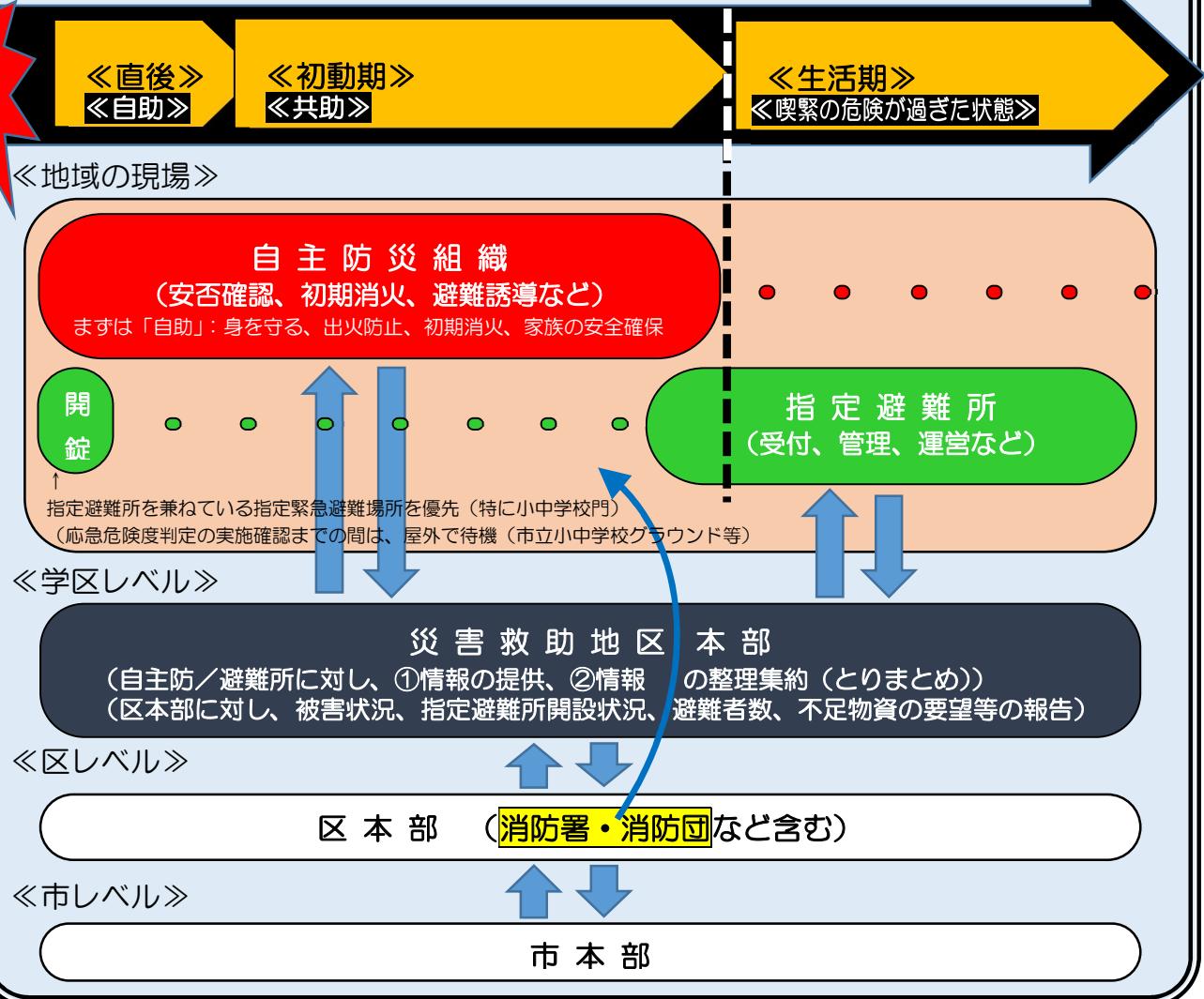
* 災害救助地区本部については、「災害救助地区本部マニュアル」、「区政協力委員・災害対策委員ハンドブック」を参照。

＜開設時期＞

- ・震度5強以上の地震が発生したとき。
- ・災害が発生し、あるいは発生するおそれがあり、避難者が生じたとき。
- ・その他、地区本部長が要請したとき。

※自主防災組織など、発災時の初動対応については「初動対応シート」等を活用し事前に確認しておきましょう。

＜参考＞発災後の時間経過を踏まえた、防災関係組織の相関図



※ 風水害で、発災前から自主避難者が発生した場合又は高齢者等避難が発令された場合等は、その時点が起点となって対応していくこととなる。

地域の代表者が

「自主防災会の会長・災害救助地区本部員・避難所開設」の役割を同時に担っている場合の対応

次の例を参考に地域の中であらかじめご相談いただき、災害時対応できるようお願いします。

例1) 自主防災会の運営を優先する場合

災害救助地区本部員が他の住民にもできるよう、地域の役員の方を数名、災害救助地区本部員としての委嘱を受けておくとともに、発災時、避難所の開設を自主防災会の他の住民に依頼する。

例2) 災害救助地区本部員としての活動を優先する場合

地域の被災状況をある程度把握した後、自主防災組織の運営を副会長等他の住民に依頼し、災害救助地区本部員が設置される避難所の開設をし、その後、災害救助地区本部員として活動する。

<参考> 初動における応急対策活動の流れ

(時間は目安です)								マニュアル類 (地防計除く)	
時間	1h	2h	3h	6h	12h	18~24h	72h~		
自主防災組織 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認 ●一時集合場所集結(体制立ち上げ) ●初期消火 ●救出救援 ●避難誘導 								
		●地区本部に連絡員を派遣							
				<ul style="list-style-type: none"> ●後方支援の検討 					
								<ul style="list-style-type: none"> ●行方不明者の搜索のほか、状況に応じて生活支援等 	
指 定 避 難 所 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●施設開設 ●施設開設 <p>(施設管理者又は災害対策委員等による安全確認(応急危険度判定等)が必要あり、確認されるまでの間は、屋外で待機すること。 (市立小中学校グラウンド等))</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●避難所管理組織の確立 ●避難所の管理運営 ●避難者数の把握 ●不足物資の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●救援物資の配分 				避難所運営マニュアル
				<ul style="list-style-type: none"> ●区本部派遣職員との情報交換 				<ul style="list-style-type: none"> ●避難所外避難者の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●状況に応じて避難所集約を検討
災害救助地区本部 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況収集 (自主防災組織の体制を整え、情報収集しながら集結) ●指定避難所の開設確認、施設の安全確認 (施設管理者不在の場合、災害対策委員として実施) ●地区本部となる部屋の被害状況調査 ●地区本部立ち上げ、機能確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害状況集約 (安否情報収集、避難状況収集 倒壊家屋建物情報収集など) 					<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市災害対策委員規則 名古屋市災害救助地区本部規則 区政協力委員・災害対策委員ハンドブック 災害救助地区本部運営マニュアル 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●灾害情報の周知(住民、自主防災組織、指定避難所に対して実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて自主防災組織や避難所に地区本部委員の派遣 (情報収集、情報共有等) 					
			<ul style="list-style-type: none"> ●区本部派遣職員との情報交換 (災害対策住民リストも要領) 						
					<ul style="list-style-type: none"> ●避難所外避難者調査 				
区 本 部 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●区本部立ち上げ、機能確認 ●庁舎被害調査 (夜間休日の場合、参集開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の周知、応援要請等 ●区内被害状況調査 ●地区本部、避難所等への職員派遣に関する方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区本部、避難所の情報収集等 (職員派遣／巡回) ●災害時要援護者の安否確認 ●ライフライン情報収集 ●避難所開設状況調査 ●倒壊家屋概数調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難者数集計 ●被害情報集約 ●物資供給対応 				区本部災害対応マニュアル (仮称)	
					<ul style="list-style-type: none"> ●避難所外避難者調査 ●遺体安置所の設置 				
								<ul style="list-style-type: none"> ●災害VC対応 	

災害対策住民リスト

学区内の住民の氏名・住所などが記載された名簿であり、安否情報の集約・確認などに使用する。

住民登録のある方全員が掲載されている（住民登録の無い方は掲載されていない）。

町内会未加入の方も掲載されている。

近隣協力員

名古屋市立小・中・高等学校、幼稚園及び特別支援学校において、機械警備（防犯センサーなど）の補完としての学校の状況確認、並びに災害時に学校が指定避難所となる場合の門及び体育館の開錠を行う方。

医療救護班

災害により、傷病者などが多数発生した場合に、傷病者に対し迅速、的確かつ効果的に応急的な医療を施すために編成される班体制。（名古屋市立大学及び名古屋市医師会等において組織される）

区災害ボランティアセンター

災害発生後、市・区社会福祉協議会の協力を得て設置し、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの派遣・活動を行う拠点。

避難所外避難者

車中やテントあるいは在宅など指定避難所以外の場所で避難生活をする方。

避難所外避難者へも、食料や物資が支給される。ただし、食料や物資の支給は、原則として指定避難所で行われるため、最寄りの指定避難所において避難者登録を行い、指定避難所まで出向き、受け取る必要がある。

○車中泊避難者

指定避難所の敷地や公園などに車を停車させて、車の中で避難生活を送る方。狭い空間で同じ姿勢で過ごすため、エコノミークラス症候群を発症する可能性が高くなる。

○在宅避難者

災害発生後に、ライフラインなどに若干の害はあるものの、自宅などに住むことが可能な場合に、自宅などで生活を送る方。

在宅避難は、多数の人との共同生活となる指定避難所での生活と比較して、ストレスの軽減が期待される。

要配慮者（＝災害時要援護者）

いわゆる災害時要援護者のこと。災害対策基本法で定義されている。高齢者・障害者・乳幼児その他特に配慮を要する方のことをいう。（一般に、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人などがあげられる。）

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方。

「要配慮者」と同様に、災害対策基本法において定義されている。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法において、避難支援などを実施するための基礎とするため、作成が義務付けられている名簿。前述の「災害対策住民リスト」が住民登録のある方全員であるのに対し、この名簿では、避難行動要支援者のみを掲載。

掲載されている方は、避難支援が必要なひとり暮らし高齢

者、高齢者のみ世帯、介護保険受給者、身体・知的・精神障害者、難病患者など。

助け合いの仕組みづくり

大きな災害が起きた時に、高齢者や障害者などの避難に支援が必要な方々について、どのように支援するのかをあらかじめ地域で話し合って決めておく地域の取り組み。

助け合いの仕組みづくりに取り組む地域団体は、希望した場合、名簿の管理規約を作り、個人情報の共有に関する協定を区と締結することで、避難行動要支援者の内、情報の提供について同意のある方の名簿の提供を受けることができる。

3

設備・資機材

公共安全モバイルシステム

原則、市立小・中学校に配備されている携帯電話を活用した公共安全通信手段。

災害用トイレ

災害により指定避難所の給排水が損なわれ、既設のトイレが使用できない場合に備え、指定避難所に備蓄している「仮設トイレ」や「簡易パック式トイレ」などのこと。他都市や民間事業者などからの支援物資を使用する場合もある。

○仮設トイレ

指定避難所に備蓄している組立式の災害用トイレ。「下水道直結式」と「くみ取り式」があり、いずれもテント型で屋外に設置する。

* 下水道直結式仮設トイレ

震災用マンホールの上に設置し、し尿を下水管に直接排出する方式の仮設トイレ。くみ取りの必要がない。

* くみ取り式仮設トイレ

指定避難所の敷地内に設置する。し尿を便槽に溜めて、後からし尿をくみ取る方式の仮設トイレ。定期的なくみ取りが必要。

○簡易パック式トイレ

既設の洋式トイレなどに便袋をかぶせて使用する。1回の使用ごとに凝固剤などでし尿を固めて便袋を排出する方式のトイレ。可燃ごみとして収集し、焼却処理を行う。



簡易洋式便座

既設の和式トイレを洋式トイレに変換して使用するため、便器の上に設置する組み立て式の洋式便座。高齢者等で和式トイレの使用が困難な場合に対応する。（市立小中学校のみ配備）給排水が利用できない場合等は、簡易パック式トイレを併用することも可能である。

地下式給水栓

原則、市立小・中学校にある応急給水のできる設備。

校門のそばにあるマンホールのふたに「地下式給水栓」と書かれてあるのが目印。地下式給水栓を操作するセットが、防災備蓄倉庫などに保管されている。

発電機・投光器

原則、市立小・中学校に配備。発電機はカセットガスボンベにより発電。（室内での使用は不可）投光器はLEDライトとなっている。交換用カセットガスボンベ及びコードリールも配備。市立小学校では、地区本部と指定避難所、市立中学校では医療救護所と指定避難所での使用を想定している。

特設公衆電話

原則、市立小・中学校に電話線を事前設置。大規模災害時に、無料で使用できる発信専用の公衆電話。停電時も使用可能であり、災害時に優先的につながる災害時優先電話となっている。

テレビ

原則、市立小・中学校に配備。災害発生からの時間経過に伴い、刻々と変化する気象情報や被災状況など最新の災害情報等入手できるよう、テレビアンテナや停電時に使用する非常用電池など一式で保管。

公衆無線LANアクセスポイント等機材

原則、市立小・中学校に配備。避難者に対してWi-Fi環境を提供し、スマートフォンなどで災害情報を円滑に入手できるよう、ルーターやアクセスポイントなど一式で保管。

SSID「00000 JAPAN」、パスワード不要。

4

その他

避難情報

災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して、市町村が発令する避難に関する情報です。

避難情報は、**高齢者等避難**、**避難指示**、**緊急安全確保**の3つがあります。

○高齢者等避難

高齢者や障害のある方などの避難に時間要する方とその人を支援する方は危険な場所から避難し、それ以外の方は、気象情報を注視しながら避難の準備をします。

○避難指示

危険な場所から全員避難します。

※ここでいう避難には、自宅から避難場所等へ避難する「立退き避難」だけでなく、マンションの上階に住んでいる場合など、安全な屋内にそのまま留まることも含まれます。

○緊急安全確保

距離のある避難場所に避難することが危険なタイミングであることから、今いる場所よりも少しでも安全な場所、例えば近くの頑丈な建物や、最悪の場合には自宅内の少しでも高い場所などへ緊急的に移動することにより、命の危険から身の安全を確保します。



応急危険度判定

地震により被災した建築物について、その後の余震などによる倒壊の危険性、並びに建築物の一部などの落下、あるいは倒壊の危険性をできる限り速やかに判定すること。

その結果、復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に関する二次的災害を防止することを目的としている。

深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）

食事や水分を十分とらない状態で、車の中など狭い座席で長い時間同じ姿勢をとっていると、血行不良が起こり、足にある静脈に小さな血のかたまりができることがあります。急に立ち上がって動いた時などに、血のかたまりが足から肺や脳、心臓に飛び、血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを起こす原因となるもの。

本マニュアルでは「エコノミークラス症候群」と示す。

やさしい日本語

通常の日本語よりも簡単で、外国人だけでなく子どもや高齢者、障害者にもわかりやすい日本語。「優しい」気持ちで相手の状況を考えながら、一文を短くし、難しい語彙やあいまいな表現を避けて話すことが必要。

名古屋市防災アプリ

スマートフォンやタブレット端末で、知りたい場所の災害リスクや避難場所などを確認したり、緊急の防災情報をプッシュ通知で受け取ったりすることのできる名古屋市公式アプリ。